

〔第2問〕（配点：50）

次の事例について、以下の設問に答えなさい。

【事例】

A株式会社（以下「A社」という。）は、不動産賃貸業を営む会社であり、Bはその代表者である。A社は、平成15年、同社の所有する敷地上に甲ビルを建築し、Cに対し、賃貸期間を15年、賃料を月額100万円、敷金を1000万円と定め、同ビルを貸し渡した（以下「本件賃貸借契約」という。）。また、本件賃貸借契約の締結に当たり、Cは、A社に対し、3000万円を貸し付け、A社は、平成20年3月から毎月末日限り50万円ずつ分割して同債務を弁済する旨約した。なお、A社は、甲ビルを建築するに当たって、D銀行から5億円を借り入れ、その際、甲ビル及びその敷地に同行を抵当権者とする抵当権を設定し、その登記もされたが、本件賃貸借契約は、上記抵当権設定登記を備える以前に締結され、Cは同ビルの引渡しも受けていた。また、A社は、そのころ、A社の関連会社がE銀行に対して負う借入債務を連帯保証した。

A社は、平成20年頃から、株式取引の失敗等により経営が次第に悪化し、平成22年12月以降、甲ビル及びその敷地についてD銀行による担保権実行が避けられない状況にあった。

そこで、A社は、平成23年3月9日、再生手続開始の申立てをし、同日、監督委員が選任され、同月14日、再生手続開始の決定がされた。同手続の開始当時の債権者は、C（Cの債権の内訳は、上記敷金の返還請求権が1000万円、上記貸金の返還請求権が1200万円であり、A社は当該貸金債権について期限の利益を喪失していない。）、D銀行及びE銀行であった。

A社は、D銀行の有する抵当権について担保権消滅の許可の申立てをすることを前提として事業を継続するとともに、スポンサーから資金提供を受けて弁済を行う旨の再生計画案の作成を予定し、各債権者にその概要を説明したところ、本件賃貸借契約の継続を希望するCは、その計画案であれば破産手続の方が貸金債権及び敷金返還請求権の回収にとって有利な事情があると考え、また、D銀行も破産手続の方が甲ビル及びその敷地を高額で任意売却できると見込んだことから、当該再生計画案に賛意を表明しなかった。このため、当該再生計画案が提出された場合には、C及びD銀行がこれに反対することが予測された。

そこで、Bは、再生手続開始の決定後、平成23年4月15日までと定められた再生債権の届出期間の経過前に、E銀行のA社関連会社に対する上記債権の回収可能性が極めて低いことを知りながら、実価を超える価額でE銀行から同債権を譲り受け、これによってA社に対する保証債務履行請求権を取得し、更にその一部をBの親族であり、A社の取締役であるF及びGに分割譲渡した。その後、B、F及びGは、A社に対して有する債権の届出をそれぞれ行い、A社は、B、C、D銀行、F及びGの届け出た債権の全額をいずれも認め、再生債権者は届出債権について異議を述べなかった。

最終的にA社が提出した再生計画案は、債権者にその概要を説明したものと同様の内容

であり、再生会社がスポンサーとなる企業から融資を受けて、再生債権者に対し、再生計画の認可決定の確定後3か月以内に再生債権額の3%を一括で支払うというものであり、Cの有する敷金返還請求権については、民事再生法の規律に従った内容の条項が定められていた。なお、A社の予想清算配当率は1%未満であった。

〔設問〕

1. Cが、下線 を引いた部分に示されているように、破産手続の方が貸金債権及び敷金返還請求権の回収にとって有利な事情があると考えた理由は何か。Cの有する上記敷金返還請求権に関する再生計画案の条項の内容がいかなるものであったかについても検討の上、敷金の取扱いや相殺権に関する破産法の規律と民事再生法の規律の違いを踏まえ、論じなさい。

なお、本件賃貸借契約の終了後、Cが行うべき原状回復の費用としては100万円を要する見込みであり、また、同契約に基づく賃料の不払や遅滞がないことを前提とする。

2. 上記事例において、A社の提出した再生計画案は、平成23年12月5日に開催された債権者集会において、C及びD銀行の反対にもかかわらず、届出再生債権者の過半数であり、議決権総額の2分の1以上の議決権を有するB、F及びGの同意を得て可決された。

上記再生計画を裁判所が認可すべきかどうかについて、論じなさい。

(法務省HPより引用 <http://www.moj.go.jp/content/000123135.pdf>)

1 第1 設問1

2 1 貸金債権1200万円の回収について

3 (1) 民事再生手続の場合

4 CのA社に対する1200万円の貸金債権については、再生計画による予定弁済額はその3%の
5 36万円であるが、CはA社との間の、対抗要件を備えた（再51条、破56条1項、借地借家法
6 31条1項）賃貸借契約につき、その継続を望んでいることから、将来発生する賃料債務と上記貸
7 金債権を相殺することにより、実質的により多くの金額を回収することができないか。

8 この点、CのA社に対する貸金債権は、分割弁済の約定があり、A社は期限の利益をいまだ喪失し
9 ていないので期限付債権である。このような期限付債権については、後記破産手続の場合と異なり、
10 現在化はなされないが、債権届出期間の満了前に弁済期が到来した部分については相殺に供するこ
11 とができる（再92条1項）。

12 また、賃料債務を受働債権とする相殺については、再92条2項により、相殺可能な範囲が拡張
13 されており、債権届出期間内に限り、かつ、賃料6月分に相当する額を限度として（債権届出期間
14 の満了後に弁済期が到来するものを含む。）、賃料債務を相殺に供することができる（再92条2項）。

15 そこで、Cは、A社に対する貸金債権1200万円の内、債権届出期間が満了する平成23年4月
16 15日までに弁済期が到来する50万円分を自働債権とし、賃料債務と相殺することにより、再生
17 計画外で、50万円を優先的に回収することができるが、残額1150万円については、再生計画
18 に従い、3%（34万5000円）の弁済が受けられるに止まる。

19 (2) 破産手続の場合

20 破産手続の場合、上記貸金債権のうち、Cが配当により回収できるのは1%（12万円）であるが、
21 ここでも、賃料債務との相殺により、実質的により多くの金額を回収できないかが問題となる。

22 この点、清算型手続である破産手続においては、全ての債権債務を迅速に清算するため、期限付債
23 権は、破産手続開始により期限が到来したものとみなされ（破103条3項）、期限未到来の部分を

本問は、後記コメント欄の東京高判H18.12.5判時1969.59が元になっているようです。

本問では、担保権消滅許可の申立てをすることが前提とされているため、D銀行の抵当権に基づく賃料債権への物上代位との関係については検討する必要がないと考えられます。

1 含めて、相殺に供することができる（破67条2項前段、68条1項、103条2項2号）。

2 また、賃料は、目的物使用の対価としてその都度発生するため、期限未到来の賃料債務は将来の
3 請求権に関する債務であるところ、破産債権者が負担する債務が将来の請求権に関するものである
4 場合にも、これを受働債権として、将来発生分を含めて相殺することができる（破67条2項後段）。

大判T4.12.
11民録21.
2058等

5 そのため、Cは、破産手続においては、賃貸借契約が1年以上継続する場合、期限未到来の貸金債
6 権1200万円全額を自働債権として将来発生分を含む賃料債務と対当額で相殺することができ、
7 これにより、実質的に1200万円の貸金債権全額につき回収を図り得る。

8 2 敷金返還請求権1000万円の回収について

9 (1) 民事再生手続の場合

10 民事再生手続においては、再生債権者が敷金返還請求権を有しながら賃料債務について弁済をした
11 場合、敷金返還請求権は、当該弁済額について、賃料の6月分に相当する額を限度として共益債権
12 化され（再92条3項、但し、同項但書により、再92条2項の規定により相殺に供した再生手続
13 開始後の賃料分は控除される。）、再生手続外で弁済を受けることができる（再121条1項）。

14 そして、A社が提出した再生計画案は、敷金返還請求権につき民事再生法の規律に従ったものであ
15 ったとされているから、上記のとおり、Cが賃料債務の弁済を行うことを条件に、敷金返還請求権
16 は、賃貸借契約終了後明渡までの未払賃料・損害等を控除した残額につき、賃料6月分相当額であ
17 る600万円から前記「1(1)」の相殺分50万円を控除した残額550万円の限度で共益債権化さ
18 れ、これを随時弁済する旨規定されているものと考えられる。

19 従って、Cは、賃料債務の弁済を続けた場合、上記550万円の限度で、共益債権として敷金を優
20 先的に回収し得るが、その余（額面1000万円から原状回復費用100万円及び上記550万円を
21 控除した残額350万円）は、再生計画に従い、3%（10万5000円）の弁済を受けるに止まる。

22 (2) 破産手続の場合

23 他方、破産手続の場合、Cは、A社に対し、1000万円の敷金返還請求権を有するところ、1

1 000万円の限度で、自己が弁済した賃料を寄託するよう請求することができる（破70条後段）。
2 ここで、寄託された賃料は、最後配当の除斥期間内に賃貸借契約が終了し目的物の明渡が完了した
3 時点でCに返還され、原状回復費用100万円を控除した900万円の敷金が未払賃料に充当され
4 ることとなる。そのため、賃貸借契約が1年（賃料債権1年分は貸金債権との相殺に供される）を
5 超えて継続され、かつ最後配当の除斥期間内に賃貸借契約が終了する場合には、Cは、前記貸金債
6 権1200万円に加え、敷金についても、賃料への充当により、実質的に回収を図り得る。

7 3 まとめ

8 以上のとおり、Cは、貸金債権及び敷金返還請求権について、民事再生手続による場合には、最大
9 645万円の回収を図り得るに止まるが、賃貸借契約の継続を前提に、破産手続の場合には、将来
10 の賃料との相殺ないし充当により、貸金債権1200万円全額に加え、敷金1000万円について
11 も実質的な回収可能性があるため、貸金債権及び敷金返還請求権の回収にとって、民事再生手続よ
12 りも破産手続の方が有利と考えたものである。

13 第2 設問2

14 1 裁判所は、本件再生計画案を認可すべきか。本件では、C及びDの反対により再生計画の否決が
15 見込まれる中、再生債務者の代表者であるBが、再生手続開始後に履行可能性のない債権を買受け
16 る等した上で決議を成立させているため、「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至った
17 とき」（再174条2項3号）にあたらぬかが問題となる。

18 2 この点、再174条が可決された再生計画案につき、さらに再生裁判所の認可を要するものとし
19 た趣旨は、再生計画の内容につき、再生裁判所に改めて審査させ、後見的な見地から少数債権者の
20 保護を図り、ひいては再生債権者一般の利益を保護しようとするものであると解される。

21 また、再生債務者に公平かつ誠実に手続を迫る義務を課す再38条2項の趣旨等も踏まえる
22 と、再174条2項3号所定の「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」に
23 は、詐欺、脅迫等不正の方法により再生計画案が可決するに至った場合のみならず、再生計画案の

最判H20. 3.
13 (百選【第5
版】91事件)

1 可決が信義則に反する行為に基づきなされた場合も含まれるものと解する。

2 3 本件では、①設問1で検討したとおり、民事再生手続による方が破産手続よりも債権の回収に不
3 利な債権者があり、当該債権者らの反対により、再生計画案が否決されることが見込まれる中で、
4 ②再生手続開始後に、A社に債権を有していなかったA社代表者であるBが、回収可能性のないE
5 のA社関連会社に対する債権を実価を超える価額で譲り受けたことでA社に対する債権を取得した
6 上、その一部を親族であり、A社の取締役でもあるF及びGに分割譲渡し、③B、F及びGが、再
7 生計画案に同意するものとして議決権を行使したことで頭数要件等を定める再172条の3の要件
8 を充たして再生計画案が可決されたものである。

9 このような事情によれば、本件では、少数債権者の利益に反する内容の再生計画案の可決が、再
10 172条の3第1項1号の少数債権者保護の趣旨を潜脱し、B、F及びGの信義則に反する行為に
11 基づきなされたものと評価せざるを得ない。

12 よって、裁判所は、本件再生計画案は、再174条2項3号に該当するものとして、再生計画不
13 認可の決定をすべきである。

14 4 なお、本件では、上記のとおり、B、F及びGは、再生手続開始後に不正の方法により決議を成
15 立させるため債権を取得した再生債務者の取締役であり、実質的な再生債権者はC及びDのみであ
16 ると考えられる。そして、設問1で検討したとおり、Cについては、民事再生手続によるよりも、
17 破産手続による方が不利益となり、またD銀行についても、甲ビル及びその敷地を高額で任意売却
18 でき、民事再生手続によると破産手続よりも債権の回収額において不利益となる可能性がある。

19 このように、実質的な再生債権者のいずれについても、民事再生手続によることが破産手続よりも
20 不利益となる場合には、実質的に清算価値保障原則に違反するものとして、再174条2項4号の
21 「再生債権者一般の利益に反するとき」に該当すると考える余地もあり、この点からも、本件では、
22 再生計画不認可の決定が相当であると考えられる。

上記最判H20.
3.13(百選【第
5版】91事件)の
抗告審決定(東京高
判H18.12.5
判時1969.5
9)を参照。

23 以上